

平成31年1月25日現在

○吹田市立図書館の管理運営に関する規則

昭和60年6月10日教育委員会規則第19号

吹田市立図書館条例施行規則（昭和42年吹田市教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号）第8条及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例（平成22年吹田市条例第8号）第22条第1項の規定に基づき、吹田市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（分室の位置）

第2条 千里図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 名称 吹田市立千里図書館北千里分室

（2） 位置 吹田市古江台4丁目2番D-7

2 山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館山田分室

（2） 位置 吹田市山田西2丁目5番1号

3 分室の開室日及び開室時間は、別に定める。

（開館時間）

第3条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、午後6時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日等）

第4条 図書館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（図書館資料の貸出し）

第5条 図書館資料は、館外へ貸し出すことができる。

2 中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。

（利用者の守るべき事項）

第6条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気の使用をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第7条 図書館の利用者は、施設又は図書館資料その他の附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第8条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成25年3月29日教育委員会規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月25日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(「の開館時間」を「(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間」に改める部分に限る。)、同条第2項の改正規定(「前項」を「前2項」に改める部分に限る。)及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定は、平成32年11月11日から施行する。